

国立大学法人電気通信大学テニユア・トラック教員に関する細則

平成22年 7月21日

改正

平成24年 7月24日

平成25年 3月22日

平成28年 3月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学テニユア・トラック制に関する規程第4条第2項の規定に基づき、電気通信大学（以下「本学」という。）におけるテニユア・トラック教員に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 テニユア・トラック准教授及びテニユア・トラック助教の選考は、国立大学法人電気通信大学教育研究職員の選考に関する規程に基づき行う。

2 本学に在職する助教がテニユア・トラック助教となることを希望する場合は、学術院代議員会の承認を得て移行することができる。

3 前項の規定に基づき移行したテニユア・トラック助教の任期は、2年とする。

(配置)

第3条 テニユア・トラック准教授は、先端領域教育研究センターに配置する。

2 テニユア・トラック助教は、各部局等に配置する。

(雑則)

第4条 この細則に定めるもののほか、テニユア・トラック教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成22年7月21日から施行する。

2 平成25年3月31日までの間に第2条第2項の規定に基づき、本学に在職する助教がテニユア・トラック助教となった場合の任期は、在職年数に応じ次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 助教の在職年数1年未満 | 5年 |
| (2) 助教の在職年数1年以上2年未満 | 4年 |
| (3) 助教の在職年数2年以上3年未満 | 3年 |
| (4) 助教の在職年数3年以上 | 2年 |

附 則

1 この細則は、平成24年7月24日から施行する。

2 「先端領域若手研究者グローバル人材育成プログラム」に基づく教員候補者の選考手続きに関する申合せは、廃止する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。